



福寿草 Photo 花鳥様

福寿草は、花のこがね色とその名がめでたいことから新年の花とされています。

調査結果にみる「副業」に関する時間と収入の実態

◆厚生労働省が「副業・兼業」について記載したモデル就業規則を公表

昨年12月25日に厚生労働省の「柔軟な働き方に関する検討会」が公表した報告書では労働者が主体的に自らの働き方を考え、選択できるようにするために、同省が示すモデル就業規則を改定して「労務提供上の支障や企業秘密の漏洩が生じる場合等以外は副業・兼業を認める内容に改めること」等が必要とされました。→1/31にモデル就業規則が公表されています。また、副業の希望者数は1992年と2012年で比較すると、100万人以上増えています（10月3日同検討会資料）。こうした動きを受け、企業は、自社の副業・兼業の取扱いを考える必要がありそうです。

◆副業・兼業に充てる時間はどれくらい？

従業員が副業・兼業を行う場合の懸念事項の1つに、長時間労働となり業務がおろそかになることが挙げられます。経済産業省の委託調査の結果では、「労働時間が長くなり本業に専念できない」と回答した人の割合は6%程度でした。具体的な時間数は、回答した2千人の約半数が「週平均1～9時間」としています。

◆別の調査結果では10時間未満が約8割、形態はアルバイト、収入は月1～5万円が多い

エン・ジャパン株式会社が20～40代の正社員5,584名に対して昨年4月に行った調査の結果によれば、副業時間は週当たり「1時間未満」12%、「1～3時間未満」23%、「3～5時間未満」21%、「5～10時間未満」23%でした。

また同調査結果によれば、副業で行ったのは「アルバイト（接客・販売・サービス系）」が61%いる一方、インターネットを活用したものもあり、「ネットオークション・フリマサイト」が14%、「アフィリエイト」と「クラウドソーシング」が各7%でした。

また、月の収入は「1～3万円」「3～5万円」が各24%で約半数を占めますが「10～20万円」も19%います。

◆副業・兼業できない会社には人が集まらない？

前出の経済産業省の委託調査では、回答者の約3分の2が「副業を認めない会社（経営者）に魅力を感じない」としています。今後は、優秀な人材を呼び込む観点からも、副業・兼業に対する柔軟な姿勢が求められるのかもしれません。

（門田より）兼業と副業は労務管理に大きな違いがあります。今後、打ち合わせで改めてテーマにしていきましょう。

編集後記

2月になりました。節分も終わり、そろそろバレンタインデーですね。日本では、女性から男性にチョコレート贈る日として定着したもの、そこから派生して今や義理チョコ、友チョコ、逆チョコ（男性→女性）ファミチョコ（家族間）自己チョコ（自分用）等かなり種類が増えた模様です。尚、海外でも2月14日が「意中の相手に贈り物をする日」であることには変わらないものの、国により習慣が異なり、欧米では「男性から大切な女性に贈り物をする日」でそこに義理という概念は無いとのこと。シンプルですね。各国様々、興味深いです。因みに韓国では「ブラックデー（4/14）」があり、バレンタインデーもホワイトデーも縁が無かった男女が黒い服を着て黒い食べ物を食べる日だそうです。一見切ないイベントですがフリーの男女が集うことで新たなご縁に発展する絶好の機会になるとのこと。楽しそうですね^^

TOPICS

●裁量労働制適用事業所への自主点検を実施中

厚生労働省は、裁量労働制を不適切に運用する事業所が多いことから、制度を適用する事業所に自主点検を求めることを決め、都道府県労働局に通知しました。約13,000事業所に2月中に報告書の提出を求めるとのことです。

●電子署名不要のオンライン手続にむけた取組み

規制改革会議の行政手続部会は、税・社会保険などの手続きをオンラインで一括申請できる法人認証基盤の構築等の案を示し了承されました。新システムでは電子署名を不要とし、企業や個人事業主に付与するIDとパスワードを活用してもらうとのこと。今年度中に計画をまとめ、2020年度の導入を目指す方針です。

●労働基準法改正後の中小企業への適用時期の見通しについて

厚生労働省は、今国会に提出予定の働き方改革関連法案で、中小企業に適用する時期を、

- ・高度プロフェッショナル制度は2019年度から
- ・時間外労働時間の上限規制は2020年度から
- ・「同一労働同一賃金」は2021年度から

とする方針を固めました。法案の審議入りが予算成立後の4月以降となる見通しで、施行までに必要となる労使協定や就業規則、人事・賃金制度の見直し等の準備期間が十分に確保できないためです。

●テレワークで情報漏えいした時の損害保険発売

東京海上日動火災保険と日本マイクロソフトが、テレワークで情報漏洩したときの損害保険を2月に発売します。パソコン用OS「ウィンドウズ10」の搭載端末に保険をつけ、テレワークでパソコンがウイルス感染して顧客情報が流出したり、端末経由の攻撃で社内システムが故障したりしたときの損害や、端末の紛失を補償するとのこと。保険金は1台あたり最大で300万～500万円で、補償範囲はテレワーク中に発生した損害に限定されますが、全社的な情報漏洩など巨額の損失には従来型のサイバー保険で対応するとのこと。

Harmony通信 2018.02

#発行：2018年2月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所



合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osa/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

